

別表第3 スプリンクラー設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源(水道の用に供する水管を水源とするものを除く。)

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計(圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機及び内燃機関の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 回転計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

f 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

g ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

h 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

i 表示灯

正常に点灯すること。

j 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

k 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

l 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 手動式起動操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

- 変形、損傷等がないこと。
- (c) 表示
適正であること。
- (d) 機能
正常であること。
- b 自動式起動装置
 - (a) 起動用水圧開閉装置
 - ① 圧力スイッチ
変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。
 - ② 起動用圧力タンク
変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。
 - ③ 機能
作動圧力値が適正であること。
 - (b) 火災感知装置
 - ① 感知器
自動火災報知設備の機器点検の基準に準じ、機能が正常であること。
 - ② 閉鎖型スプリンクラーヘッド
(6)ア及びイに準じた事項に適合していること。
- (ウ) 電動機及び内燃機関
 - a 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - b 回転軸
回転が円滑であること。
 - c 軸受部
潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
 - d 軸継手
緩み等がなく、機能が正常であること。
 - e 燃料
規定量が確保されていること。
 - f 機能
正常であること。
- (エ) ポンプ
 - a 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - b 回転軸
回転が円滑であること。
 - c 軸受部
潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
 - d グランド部
著しい漏水がないこと。
 - e 連成計及び圧力計
正常に作動すること。
 - f 性能
適正であること。
- (オ) 呼水装置
 - a 呼水槽
変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
 - b バルブ類
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

- c 自動給水装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。
- d 減水警報装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。
- e フート弁
吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置
変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

(キ) 補助水槽

- a 貯水槽
変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
- b 水状
著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等がないこと。
- c 給水装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。
- d バルブ類
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

カ 流水検知装置二次側配管(乾式又は予作動式のものに限る。)

排水が適正に行われること。

キ 標識

制御弁及び末端試験弁である旨の標識が適正に設けられていること。

(5) 送水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近の障害となるものがないこと。

イ 外形

漏れ、変形、損傷、パッキンの老化等がなく、異物が入っておらず、かつ、ホース等が容易に着脱できること。

ウ 標識

適正に設けられていること。

(6) スプリンクラーヘッド

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこ

と。

イ 感熱障害

ヘッダの周囲に感熱を妨げるものがないこと。

ウ 散水分布障害

ヘッダの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

エ 未警戒部分

ヘッダが設けられていない部分がないこと。

オ 適応性

設置場所に適応するヘッダが設けられていること。

(7) 流水検知装置及び圧力検知装置

ア バルブ本体及び附属品

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。

イ リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、かつ、オートドリップ等による排水が有効であること。

ウ 圧カスイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。

エ 音響警報装置及び表示装置

機能が正常であること。

オ 減圧警報装置

作動圧力及び警報が適正であること。

(8) 一斉開放弁(電磁弁を含む。)

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(9) 排水設備(放水型ヘッダを用いるスプリンクラー設備に限る。)

損傷、つまり等がなく、機能が正常であること。

(10) 補助散水栓箱等

ア 補助散水栓箱

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が容易にできること。

(ウ) 表示

適正であること。

イ ホース及びノズル

(ア) 外形

ホース、ノズル及びノズルの手元開閉装置に変形、損傷、著しい腐食等がなく、正常に収納されていること。

(イ) 操作性

ノズルの手元開閉装置の操作が容易でき、ホースの延長、格納が容易にできること。

ウ 補助散水栓開閉弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

オ 使用方法の表示

適正に取り付けられていること。

カ 降下装置(補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合に限る。)

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がないこと。

(ウ) 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(エ) 表示

適正であること。

(オ) 機能

正常であること。

(11) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

非常電源に切り替えた状態で、末端試験弁の開放操作等により起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置

正常に作動すること。

b 表示、警報等

適正に行われること。

c 電動機の運転電流

適正であること。

d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 放水圧力

末端試験弁において規定圧力範囲内であること。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、末端における放水圧力が規定圧力範囲内であること。

(ウ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) 表示、警報等

適正に行われること。

(イ) 放水圧力

末端試験弁において規定圧力範囲内であること。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、末端における放水圧力が規定圧力範囲内であること。

(ウ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

ウ 水道連結方式(加圧送水装置を設けないものに限る。)

(ア) 放水圧力

末端試験弁において規定圧力範囲内であること。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、末端における放水圧力が規定圧力範囲内であること。

(イ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

(2) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

- a 加圧送水装置
正常に作動すること。
- b 表示、警報等
適正に行われること。
- c 電動機の運転電流
適正であること。
- d 運転状況
運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 一斉開放弁
正常に作動すること。

(ウ) 減圧のための措置
機能が正常であること。

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) 表示、警報等
適正に行われること。

(イ) 一斉開放弁
正常に作動すること。

(ウ) 減圧のための措置
機能が正常であること。

ウ 水道連結方式(加圧送水装置を設けないものに限る。)

(ア) 一斉開放弁
正常に作動すること。

(イ) 減圧のための措置
機能が正常であること。

(3) 補助散水栓

非常電源に切り替えた状態で、補助散水栓を操作することにより加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置
正常に作動すること。

b 表示、警報等
適正に行われること。

c 電動機の運転電流
適正であること。

d 運転状況
運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 放水圧力
規定圧力範囲内であること。

(ウ) 放水量
規定量以上であること。

(エ) 減圧のための措置
機能が正常であること。

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) 表示、警報等
適正に行われること。

(イ) 放水圧力
規定圧力範囲内であること。

(ウ) 放水量
規定量以上であること。

(エ) 減圧のための措置

機能が正常であること。